# 株式会社ベイカレント 定 款

### 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ベイカレントと称し、英文では、BayCurrent, Inc.と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国法人を含む。)、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援及び管理することを目的とする。
  - (1) 企業経営及び経営戦略に関するコンサルティング
  - (2) 業務管理及び業務運営に関するコンサルティング
  - (3) 情報技術及び情報システムに関するコンサルティング
  - (4) 情報システムの設計、開発、保守、運用及び管理
  - (5) 市場調査、市場分析、マーケティング情報の収集及び分析
  - (6) 企業経営及び情報技術に関する教育、研修及びセミナー開催
  - (7) 情報機器の調達及び販売
  - (8) 出版物の企画、編集、発行及び販売並びに著作権の管理
  - (9) 有料職業紹介事業
  - (10) 労働者派遣事業
  - (11) 前各号に付随関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方 法とする。

(機関の設置)

- 第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、260,000,000 株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名 簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこ れを取扱わない。

#### (株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

### (株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に、臨時株主総会は 随時必要に応じてこれを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる 株主とする。

### (招 集 者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

### (議 長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

### (決議方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第17条 株主は代理人1名をもってその議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出

しなければならない。

# (電子提供措置等)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

# 第4章 取締役及び取締役会

#### (員 数)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### (選任方法)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の 決議によって選任する。
- ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数で行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (任期)

- 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## (代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 中から代表取締役を選定する。
- ② 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を定めるものとし、必要 に応じて代表取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。

# (取締役会の招集および議長)

- 第23条 取締役会は代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わり招集し、議長となる。
- ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

# (決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

# (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 25条 当会社は、会社法第 399条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要

な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

### (取締役会の決議等の省略)

- 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該 提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面 又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決 議があったものとみなす。
- ② 取締役が取締役全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

### (取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。

#### (取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

### (報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定 める。

#### (取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社 法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額 から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- ② 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低 責任限度額とする。

#### 第5章 監査等委員会

# (常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、 出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。

### (監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

### 第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において 再任されたものとする。

### (会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契 約を締結することができる。

# 第7章 計 算

### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

## (剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法 令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

# (剰余金の配当の基準日)

- 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。
- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- ③ 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- ④ 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
- ⑤ 金銭による剰余金の配当には、利息を付けない。

#### 附則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、取締役会の決議によって、第 9 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

#### (効力発生日)

第2条 第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更は、2024年9月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを自動的に削除するものとする。